

# 広報たかやまに 広告掲載しませんか

自社のPRなどにご活用ください!

市では、広報たかやまに広告を掲載する広告主を募集します。

**対象** 市内に事業所を有する個人または法人(市税の滞納がない方)

**作成部数** 34,000部×24回=816,000部

**掲載期間** 平成30年4月1日号～平成31年3月15日号(計24回)

**広告の規格** 縦19.5cm×横1.0cm(右枠をご覧ください)

**募集枠数** 4枠

**掲載場所** 各号の「情報のひろば」ページ

**最低価格** 1枠 72,000円

**申込方法** 広報情報課または各支所地域振興課にある申込書に必要事項を記入し、申込者の事業概要や掲載しようとする広告原稿を添付のうえ、2月2日(金)までに広報情報課へ提出

※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

※市で申込内容を審査のうえ、入札により決定します。



## こんなことはありませんか?

- 市内に広く確実にお知らせしたい
- 定期的に継続してお知らせしたい

## 広報紙広告の魅力

広報紙は毎月1日と15日に、市内の各家庭や公共施設に配布しています(1回あたり34,000部発行)。

また、年間(24回発行)を通して宣伝できますので、企業PRや商品広告にご利用いただけます。

申込・問合せ先 広報情報課 ☎35-3134  
広報ID 1006799

## まちも花で 飾りませんか



市民憲章推進協議会では、美しいまちづくり活動のため、花いっぱい運動に協力いただける団体に花の種や苗をお配りします。

**種:** マリーゴールド、ジニア、あさがお、キバナコスモス

**苗:** マリーゴールド、サルビア、アゲラタム、ケイトウ、ペゴニア、インパチェンス、ニチニチソウ

※種は5月上旬、苗は6月中にお配りする予定です。

※申込多数の場合は品種や数量のご希望に添えない場合があります。

**申込方法** 申込用紙に必要事項を記入のうえ、2月15日(木)までに各窓口

※申込用紙は協働推進課(本庁3階)や各支所、各まちづくり協議会にあります。

申込 市民憲章推進協議会事務局  
問合せ先 (協働推進課内) ☎35-3412

## 公共サービスの担い手

募集します

## 指定管理者



### 指定管理者を募集する施設

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 施設名称(住所)  | 新穂高センター(奥飛騨温泉郷神坂710番地9) |
| 利用料金制(※1) | 無                       |
| 募集範囲(※2)  | 全国                      |
| 募集期限(※3)  | 6月29日(金)まで              |
| 管理開始時期    | 協議による                   |
| 申込・問合せ先   | 観光課 ☎35-3145            |

※1…施設の使用料を指定管理者の収入とする制度。

※2…応募される団体の主たる事務所(本社・本店など)の所在地。

※3…2月13日(火)までに応募があった場合、同日をもって募集を締め切ります。2月13日(火)までに応募が無かった場合や候補者が選定できなかった場合は、その後も募集を継続し、応募があった場合は、その時点で募集を締め切ります。

### 応募の対象や選定の流れ

指定管理者に応募できるのは企業やNPO法人などの団体で、法人格の有無は問いません。また、複数の団体がグループとなって応募することもできます。ただし、個人が応募することはできません。

応募者は、申請書や事業計画書、収支予算書などを提出します。提出された内容は、民間の有識者も加わった選考委員会で審査され、もっとも適すると認められる候補者を選定します。その後、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

問合せ先 行政経営課 ☎35-3040 広報ID 1004012

広告

縦19.5cm  
横1.0cm